

議第107号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「、相撲場」を削る。

別表第1項第2号中「相撲場および」を削り、同号の表相撲場の部を削り、同表中

入場

料等を徴収しない場合	平日	同	1,520
	休日等	同	2,300

を

「
入場料またはこ
(以下「入場料
を徴収しない場

れに類する金銭等」という。)合	平日	1時間につき	1,520	円
	休日等	同	2,300	

に改め、別表注8中「相撲場、」

を削る。

付 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。